

外国証券取引口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>(省 略)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の<u>金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）</u>に<u>取り次ぐ取引</u>（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を<u>取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引</u>（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>
<p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第13条</p> <p>(省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。</p>	<p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第13条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに<u>契約締結時等</u>交付書面等を送付します。</p>
<p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第23条</p> <p>(省 略)</p>	<p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第23条</p> <p>(現行どおり)</p>

現行	改正
<p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時<u>等</u>交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p>
<p>3 (省 略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>附 則 この約款は、<u>2023</u>年<u>7</u>月<u>1</u>日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附 則 この約款は、<u>2025</u>年<u>6</u>月<u>30</u>日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>